

令和6年4月4日

宮崎県医師会長 様

九州厚生局宮崎事務所長

令和6年度診療報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出について（依頼）

社会保険医療行政に推進につきましては、平素から多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度におきましては、診療報酬の改定年度となっており、その施行時期については、ご承知のとおり令和6年6月1日とされております。

例年、診療報酬改定作業におきましては、保険医療機関から大量の施設基準届出書（以下「届出書」という。）の提出がなされ、当局における作業の遅延等、ご迷惑をお掛けしているところですが、本年度の改定におきましては、前回改定を上回る届出書の提出が予測されます。

つきましては、貴会会員に対し届出書の早期提出への協力を促していただくとともに、特に次の届出書につきましては、可能な限り5月10日（金）までに提出いただくよう、周知いただければ幸いに存じます。

- 基本診療料における「医療DX推進体制整備加算」
- 特掲診療料における「外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び(II)」「入院ベースアップ評価料」

なお、令和6年6月1日から算定を開始する場合の該当届出書の提出は、令和6年5月2日から同年6月3日（必着）とされておりますので、ご留意願います。